

令和7年3月21日 提出

議会案第2号

八戸市議会の個人情報保護に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

八戸市議会議長 小屋敷 孝 様

提出者	八戸市議会議員	岡 田 英
〃	〃	田名部 裕 美
〃	〃	長谷川ひろゆき
〃	〃	山之内 悠
〃	〃	高 橋 正 人
〃	〃	石 橋 充 志
〃	〃	藤 川 優 里
〃	〃	壬 生 八十博
〃	〃	上 条 幸 哉
〃	〃	森 園 秀 一
〃	〃	伊 藤 圓 子
〃	〃	寺 地 則 行

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出
します。

八戸市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

八戸市議会の個人情報保護に関する条例（令和5年八戸市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、」を「若しくは報酬若しくは」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第27条第2項中「この章において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第52条から第54条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条第10項の改正規定（「以下」を「第12条第5項において」に改める部分に限る。）、第12条第5項の改正規定（同項の表の改正規定を除く。）並びに第17条第1項各号列記以外の部分及び第2項第1号ア、第18条第1項及び第2項、第27条第2項、第31条第2項、第32条第3項、第38条第1項ただし書及び第2項、第39条第3項並びに第48条の改正規定 公布の日

(2) 第2条第10項の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第12条第5項の表の改正規定 令和7年4月1日

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

理 由

刑法等の一部を改正する法律の施行及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整理その他所要の改正をするためのものである。